2026年11月18日

各　位

会社名　株式会社シーラホールディングス
代表者名　代表取締役会長CEO 杉本 宏之
（コード番号：8887　東証スタンダード）
問合わせ先　取締役CFO　我妻 心
電話　03-4560-0640

当社が承継した訴訟に係る開示遅延および当該訴訟の取り下げに関するお知らせ

当社の子会社であった株式会社シーラテクノロジーズ（以下、「シーラテクノロジーズ」といいます。なお、シーラテクノロジーズは2025年12月1日付効力発生の経営統合により解散しており、存続会社である当社がその地位を承継しております。）は、その他の100を超える共同被告とともに米国ニューヨーク州最高裁判所（ニューヨーク郡）（SUPREME COURT OF THE STATE OF NEW YORK, COUNTY OF NEW YORK）において訴訟を提起されておりましたが、今般、社内で精査した結果、具体的な請求金額が明記されておらず、訴訟の目的の価額等を算定することが困難であったことから、適時開示基準に該当しないことが明らかではなく、開示が必要であったにもかかわらず、当該開示が行われていなかったことが判明いたしました。そのため、今回、事後とはなりますが、訴訟の提起につき、以下の通りお知らせ申し上げますとともに、開示が漏れておりましたことをお詫び申し上げます。

なお、シーラテクノロジーズに対して米国において提起されておりました訴訟は現時点で取り下げられており、同社を含む一部の被告に関する本件訴訟は終結しましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

１．本件訴訟の原因および提起されるに至った理由

シーラテクノロジーズを含む各発行会社の新規株式公開（IPO）に際して提出された登録届出書等に重要な事実の不記載等があった可能性があるとして、米国Rosen Law Firmを代理人とする投資家より証券集団訴訟として、当該各発行会社を含む100を超える被告に対して提訴されたものであります。

２．本件訴訟の提起内容

(1)訴訟の提起があった裁判所	：	アメリカ合衆国ニューヨーク州最高裁判所（ニューヨーク郡）（SUPREME COURT OF THE STATE OF NEW YORK, COUNTY OF NEW YORK）
(2)訴訟の提起日	：	2026年3月24日
(3)訴訟を提起した者の氏名	：	シーラテクノロジーズを含む各発行会社の証券の取得者を代表するPATRICK SHANE JOHNSON、JACK PENA、HITESH DEV
(4)訴訟を提起した者（代理人）の住所	：	THE ROSEN LAW FIRM, P.A.（275 Madison Avenue, 40th Floor New York, New York 10016）

(5)損害賠償請求金額　　：　具体的な金額の記載なし

３．本件訴訟が取り下げられるに至った理由

原告よりシーラテクノロジーズを含む被告の一部に対する訴訟を取り下げるとの申し出があり、これを裁判所が認めたことにより、本件訴訟にかかる、現時点における当社に対する訴訟手続は終了しております。ただし、本件取り下げは『Without Prejudice』とされており、原告が将来、改めて訴えを提起する可能性は排除されておりません。また、他の被告に対する本件訴訟については継続しています。

４．本件訴訟が取り下げられた日

2026 年 11 月 2 日（現地時間）

５．開示漏れの原因と再発防止

今回の件につきましては、当社は、2026 年 4 月 14 日に他社からの情報提供を受けて本件訴訟を認識しておりましたが、シーラテクノロジーズに対する訴状の正式な送達を確認できていなかったことに加え、適時開示基準を誤認していたこと等から、適時開示を行っておりませんでした。

今後、改めて適時開示基準に関する社内研修および相互確認体制の強化を行い、再発防止に努めてまいります。

６．今後の見通し

本件訴訟およびその取り下げによる当社業績への影響はございません。

以上